令和８年１０月７日

部課長各位

大山崎町長　前川　光

令和９年度当初予算編成方針について(通知)

町予算規則第５条の規定に基づき、令和９年度当初予算編成方針を別紙のとおり定めたので通知する。

なお、予算要求の詳細については、別途通知する予算編成要領に基づくこととする。

令和９年度当初予算編成方針

１　国の動向

国は「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）において、物価・賃金の上昇や少子化・人口減少等の課題に対応しつつ、「責任ある積極財政」の下、成長投資や危機管理投資を推進し、「強い経済」の実現を目指すとしている。

また、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、物価・賃金の動向や国の政策が地方財政に及ぼす影響について、今後の動向を注視する必要がある。

２　令和７年度の決算状況と今後の財政見通し

（１）令和７年度の決算状況

令和７年度の一般会計決算は、歳出では、人件費や扶助費等の義務的経費が増加となった一方で、歳入においては、地方交付税などが増加し、実質単年度収支は黒字に転じることとなり、各種財政指標は一定の健全性を維持している。

（２）今後の財政見通し

今後の財政見通しについては、人口減少等により町税の大幅な増加が見込めない一方、高齢化に伴う社会保障関係経費や人件費等の増加が見込まれる。また、今後、複合施設建設事業の起債の償還やインフラ資産を含む公共施設等の更新に伴う財政負担の増加が見込まれ、都市基盤整備や公共施設等の老朽化対策など、将来的な財政負担の増加も見込まれる。

こうした状況を踏まえ、限られた財源を有効に活用するため、事業の優先順位を見極め、既存事業の抜本的な見直しや歳出の合理化・効率化を進めるとともに、国・府支出金等を含めたあらゆる財源の確保に努め、持続可能な財政運営を図る必要がある。

３　令和９年度当初予算編成の基本方針

（１）令和９年度の重点施策

後日通知する。

（２）各種計画の着実な推進

各所管で策定している個別計画を踏まえ、その進捗を確認し、必要な事業を推進するとともに、本年度に実施した夏季政策調整会議（サマーレビュー）で示した「行政運営基本指針（第５次総合計画（案））」での方向性も踏まえ、各事業を着実に推進すること。

（３）すべての事務事業の見直し

限られた財源を有効に活用するため、既存事業をゼロベースで見直し、必要性や効果を検証した上で、整理・統合や廃止を含めた事業の再構築を進める。また、スクラップアンドビルドを基本とし、継続事業についても実施手法や経費を見直し、徹底した効率化・合理化を図ること。

（４）適切な価格転嫁への対応

物価や人件費等の上昇を適切に反映するため、最新の実勢価格を踏まえた適正な予算計上・予定価格の設定に努めるとともに、契約後の価格変動にも適切に対応し、適正な価格での契約締結を推進すること。

（５）住民の声の反映

予算要求にあたっては、住民の声に耳を傾け、先進自治体の事例も研究し、限られた財源の効果的な活用について、十分留意・検討すること。

４　予算編成にあたっての留意事項

（１）要求基準の設定

「３　令和９年度当初予算編成の基本方針」で示した各施策・事業の実施に要する財源を確保するため、別に示す「予算編成要領」のとおり要求基準を設定する。同基準を踏まえ予算要求を行うこと。

また、近年、決算における不用額は増加傾向にあり、歳入についても、予算計上額を上回る収入が余剰額となるなど、適切な予算計上が求められている。

限られた財源のもと、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、決算や予算の執行状況（見込）を踏まえ、既存の施策・事業を十分に精査し、予算要求を行うこと。

（２）国・府の動向の的確な把握と対応

国・府における物価高騰や経済情勢への対応、地方創生、DX・脱炭素化、防災・減災・国土強靱化、官公需における価格転嫁等の動向を的確に把握し、迅速に対応すること。

また、国・府における施策の見直し、行財政改革などにより、財源変更があった場合には、その原因を充分に検討し、いたずらに一般財源による穴埋めを行うのではなく、持続可能な事業のあり方について精査し、事業の廃止も含めて見直しを行うこと。

（３）歳入の確保

国・府等の補助金や交付税措置のある地方債等の有利な財源を積極的に活用するとともに、受益者負担の見直しや広告収入、寄附金等、あらゆる財源の確保に努めること。

また、債権の適正な管理と滞納処分等による収納率の向上を図るとともに、利用料を徴収する施設については、歳入・歳出や他団体との比較を踏まえ、適正な料金設定を検討すること。

５　予算編成要領に基づく編成

細部については、別に示す「予算編成要領」を踏まえ予算編成を行うこと。